

令和2(2020)年2月7日【金】  
於 栃木県庁 東館4階 講堂

## 第178回 栃木県都市計画審議会

### 会 議 録

1. 開催日 令和2（2020）年2月7日（金）

2. 開催場所 栃木県庁 東館4階 講堂

3. 出席委員 19名

山田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、  
 榎委員、荒井委員、青山委員、稲葉委員、  
 吉田委員(代)、石原委員(代)、幸田委員(代)、  
 原田委員(代)、小菅委員、斉藤委員、山形委員、  
 岩崎委員、相馬委員、板橋委員、斎藤委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計  
 画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第178回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたり、県を代表して、熊倉県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○熊倉県土整備部長 県土整備部長の熊倉でございます。

本日は、御多用の中、今年度第3回目となります審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから県政全般にわたりまして、特に県土整備行政の推進にあたりましては、特段の御理解、御協力を賜っているところでありまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨日、県の災害対策本部会議がございまして、その場でも御報告をさせていただきましたが、昨年10月の台風第19号によります公共土木施設の災害復旧事業について、全ての査定が完了いたしまして、現在一部調整中のものを含めまして、査定事業費は約443億円に決定したところでございます。このうち県が実施する分は354億円余でございます。また、改良復旧事業を導入する箇所につきましても、現在国と協議調整を進めているところでございます。次の出水期への備えとして復旧を急ぐ箇所につきましては、既に工事に着手しているところでありますが、その他の被災箇所を含めまして、再度の災害発生の防止に向けて、スピード感をもって全力で取り組んでまいります。

また、県土整備部では、「県土づくりプラン2016」を指針として、「安心」、「成長」、「魅力」の3つの主要テーマに基づき、各種施策・事業に取り組んでいるところであります。本年は計画期間の最終年度を迎えることとなります。これまでの取組について検証を行い、次期計画策定に向け準備を行いますほか、特に近年激甚化・頻発化しております異常気象への備えとして、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を強化・加速化し、県民の安全・安心を支える「災害に強い県土づくり」の礎となる社会資本の整備を、より一層積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

さて、本日の審議会では、都市計画道路の変更に係るもの1件、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るもの1件、計2件について御審議をいただきますとともに、次期区域マスタープランの検討状況及び市町の都市計画決定についての報告を予定しております。委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議、御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、今後とも本県の都市行政の推進になお一層の御助言・御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日は重ねましてよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は19名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、第178回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。議事の進行につきまして、森本会長よろしくお願いいたします。

○議長 はい、わかりました。それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、5番 榎委員、6番 荒井委員を御指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「大田原都市計画道路の変更」に

ついて」のほか付議案件が1件、報告案件が2件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則公開となっております。

それでは、第1号議案「大田原都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは第1号議案について御説明いたします。まず、「議案書」2ページの計画書並びに3ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、3ページに赤で表示しております「3・4・1号中田原美原線」でございます。「3・4・1号中田原美原線」は、大田原市中田原を起点として、那須塩原市一区町を終点とする、延長約4,760mの大田原市中心市街地の骨格を形成する幹線街路で、一般国道400号及び一般国道461号の一部を担っている路線でございます。

変更の詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。

1ページ左上の「1 位置図」を御覧ください。赤色の線で示す「3・4・1号中田原美原線」が今回の変更対象路線でございます。図の右側に赤丸で示している起点から図の中ほどの交差点Bまでの区間が幅員15.0m、交差点Bから図の左側の方向に赤矢印で示している終点までの区間が幅員16.0mで都市計画決定されております。

今回の変更の内容は、大田原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、赤丸の起点から交差点Bまでの幅員15.0mの区間におきまして、青色の破線の四角で囲っておりますA及びBの2箇所の交差点に右折車線を設けるため、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

1ページの右側の「2 交差点詳細図」を御覧ください。まず、上段のAの交差点は、「3・4・1号中田原美原線」と「3・3・2号大田原野崎線」との交差点になります。「3・4・1号中田原美原線」の交通の円滑化を図るため、沿道の土地利用を勘案しながら、交差点に右折車線を設けることとし、交差点の区域について、橙色の線から赤色の線に示すとおり変更するものでございます。

なお、この交差点において「3・4・1号中田原美原線」に接続する図上側、北側になりますが、黒色実線で示す「3・3・2号大田原野崎線」につきましては、幅員10.0mで都市計画のとおり整備されております。また、図下側、南側になりますが、黒色破線で示す「市道城山129号線」につきましては、大田原市による道路拡幅の整備計画と本都市計画との整合が図られております。

次に、同じページ右側の下段のBの交差点は、「3・4・1号中田原美原線」と「3・4・5号市役所通り」との交差点になります。こちらの交差点につきましては、「3・4・1号中田原美原線」の交通の円滑化及び安全性の向上を図るため、道路の線形及び沿道の土地利用を勘案しながら、交差点に右折車線を設けることとし、交差点の区域について、橙色の線から赤色の線に示すとおり変更するものでございます。

この2箇所の交差点部の横断面構成、右側の図面のa及びbにつきましては、同じページの左側の

下段、「3 横断図」に示すとおり、現計画は1車線あたりの車道幅員を3.0mで2車線、歩道を両側に幅員3.0mとし、全幅員は15.0mでありましたが、右折車線が計画されていないことから、今回の変更では、交差点部において現計画の全幅員15.0mに右折車線3.0mを加え、全幅員を18.0mに変更するものでございます。

本変更案につきまして、令和元年11月19日から12月3日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である大田原市に意見を聴取しましたところ、令和2年1月31日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。藤島委員お願いします。

○2番（藤島委員） 足利大学の藤島です。よろしくお願いします。

交差点Bについてお伺いしたいのですが、Bより東側は幅員15.0mで計画されている、西側が16.0mで計画されているということでしたが、今回の変更案としてはB交差点の東側の変更ということですが、西側の変更は行わなくて大丈夫なのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○事務局（栃木県都市計画課技術総括） ただいまの質問は、西側の幅員はそのままでもいいのかということかと思っておりますが、西側につきましては全幅員16.0mございまして、路肩が1.5mございまして、この路肩も含めた全幅員で、車道と歩道と路肩の幅員を再配分して3.0mの右折レーンを設けることとしております。具体的には、現都市計画の全幅員16.0mのうち路肩が1.5mございまして、これが両側にございます。歩道は幅員が3.5mで両側にございます。今回、交通の現状等を勘案し、これらの幅員を再検討したところ、歩道幅員を3.5mから2.5mに、路肩を1.5mから1.0mに狭める変更をします。そうすることで、右折レーンに必要となる幅員3.0mを生み出してまいります。

○2番（藤島委員） はい、ありがとうございました。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、本案件につきましては、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

---

○議長 それでは、第2号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第2号議案について御説明いたします。お手元の「議案書」の4ページから6ページまでが第2号議案でございます。「議案書」6ページの位置図を御覧願います。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定によりまして、民間事業者が栃木市内の赤の区域に計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかどうか御審議いただくもので

ございます。

第2号議案の詳細につきましては、特定行政庁である栃木市の都市整備部建築課長から御説明いたします。

○特定行政庁（栃木市建築課長） 栃木市建築課長の柿沼です。

それでは、第2号議案について御説明いたします。

まず初めに、付議の根拠となる建築基準法第51条ただし書について御説明いたします。「参考資料」の2ページを御覧ください。

建築基準法第51条では、ページ中央に条文を抜粋しておりますとおり、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされています。一方、ただし書といたしまして、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内においてはこの限りではない。」とされています。本条文中の「その他政令で定める処理施設」については、ページ下の枠囲みに示しております。

本施設は、建築基準法施行令第130条の2の2第2号イにおいて、赤枠の②で示す廃棄物処理法施行令第7条に位置付けられた処理施設のうち、同条第1号に規定する汚泥の脱水施設でございますが、これまでは、工場内で生じた産業廃棄物のみの処理を行う施設であったため、赤枠の①で示す「工場に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うもの」に該当し、建築基準法第51条で対象とする処理施設ではありませんでした。

本案件は、施設に変更はないものの、外部から受け入れた産業廃棄物の処理も行おうとすることから、新たに建築基準法上の産業廃棄物処理施設に該当することとなるため、建築基準法第51条の適用を受けるものでございます。

次に、参考資料3ページを御覧ください。「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。

申請者は栃木市の洋酒製造事業者で、栃木ICから北西へ約2.5kmの工業専用地域に昭和52年から立地している既存の工場でございます。

当該地への主な搬入搬出経路は、黄色の線で示した東北縦貫自動車道、主要地方道栃木・粕尾線及び栃木市道13029号線を使用しております。このうち、通学路に指定されている主要地方道栃木・粕尾線においては、両側に歩道が整備されております。また、最も幅員の狭い部分は、栃木市道13029号線でございますが、最低でも約10mの幅員が確保されております。なお、本案件により、搬入搬出経路に変更はありません。

次に、「2 施設の概要」を御覧ください。本施設は、工場内で生じた産業廃棄物である酒類の排水処理の過程で生じた汚泥を肥料化し再生利用を図るために脱水処理を行っている施設です。これまでは自工場から排出された酒類について処理を行ってまいりました。今後は、既存の施設を利用して、外部にある自社グループ会社で製造した清涼飲料水のうち産業廃棄物となったものも受け入れて処

理を行うため、建築基準法第51条ただし書の許可を取得するものです。

排水処理の流れとしましては、自工場内の酒類の産業廃棄物については埋設排水管により、また自社グループ会社から受け入れた清涼飲料水の産業廃棄物については車両により、戻入品倉庫及び処理場に搬入を行い、嫌気処理場を経て好気処理場において沈殿・ろ過し河川に放流されます。沈殿・ろ過の過程で生じた汚泥については、脱水処理を行った上で搬出する流れとなっております。

排水処理施設では、現在1日あたり最大2,200m<sup>3</sup>を処理しており、今回の計画では1日あたり最大2,225m<sup>3</sup>を処理することとしております。

産業廃棄物処理施設となる汚泥脱水施設は、1日あたり汚泥量216m<sup>3</sup>の処理能力を有し、現在1日あたり最大120m<sup>3</sup>を処理しておりますが、今回の計画による排水処理量の増加が少ないため、この排水から発生する汚泥の量はごくわずかであり、計画汚泥処理量に変更はありません。

次に、右側下の「3 施設配置図」を御覧ください。工場の敷地は赤の実線で示した区域です。濃い灰色の好気処理場などが排水処理施設であり、赤色で示しているものが、今回建築基準法第51条の対象となる汚泥脱水施設でございます。また、産業廃棄物の敷地内搬入経路を黒の実線、搬出経路を黒の点線で示しております。

なお、今回の計画では、施設の増築等の建築行為や敷地の変更はございません。

周辺地域の生活環境に及ぼす影響については、直近で平成29年に当該脱水施設の更新を行った際に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、水質汚濁、騒音及び振動等に関する「生活環境影響調査」を実施し、いずれも法令等の基準を下回っておりました。なお、現在までにおいても周辺地域の生活環境に影響は生じておりません。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないもの」と考えております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、皆様には審議を進めていただければと思います。御質問や御意見はございますか。

御質問、御意見がないようですので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨を知事に答申いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（栃木県都市計画課技術総括） それでは、報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」御説明いたします。第178回栃木県都市計画審議会報告資料の報告第1号というイ

ンデックスのついた資料を御用意ください。

都市計画区域マスタープランにつきましては、前回10月に開催された本審議会において、策定にあたっての基本方針や、非線引き都市計画区域マスタープランの概要及び今後のスケジュール等について御説明をさせていただいたところでございます。本日は、線引き都市計画区域であります宇都宮、足利佐野、小山栃木の3つの都市計画区域におけるマスタープランの概要及び今後のスケジュールについて御報告させていただきます。

それでは、資料に基づき説明させていただきますので、1ページをお開きください。

はじめに、「1 都市計画区域マスタープランの概要」についてですが、これにつきましては、前回と同じ内容となりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に基づき、都市計画区域ごとに、都市の将来像や都市計画の決定方針について、広域的な観点から概ね5年ごとに県が定めるものがございます。策定にあたりましては、本審議会からいただいた「次期都市計画区域マスタープランにあたっての基本的な考え方について」の答申や、昨年7月に策定した「とちぎの都市ビジョン」に定めた方向性を踏まえ、策定を進めていきます。

次に、「2 策定のポイント」ですが、これまでの「役割に応じた拠点づくり」などの方針を継続していくとともに、ICT等の新技術を活用したスマートシティの考え方を加え、「とちぎの都市ビジョン」に掲げた「多核ネットワーク型の都市構造『とちぎのスマート+コンパクトシティ』」の実現に向けて、概ね20年後の都市の姿を展望した都市計画の方針を定めることとしております。

続いて、「3 策定スケジュール」を御説明します。まず、2つ目の点にあるように、前回の審議会において、非線引き都市計画区域マスタープランの原案を御報告させていただきましたが、本日の審議会では、区域区分が定められている、いわゆる線引きの都市計画区域マスタープランを御報告いたします。なお、本日御報告させていただいた後は、関係市町の意見を聞きつつ、住民説明会や縦覧等の手続を行い、改めて本審議会において御審議いただいた上、来年度になりますが、令和2年度末に都市計画決定したいと考えております。

次に、2ページ目をお開きください。ここでは、本県全域の都市計画区域を示しております。本県の都市計画区域は全部で17区域ございます。内訳として線引き都市計画区域が3区域、非線引き都市計画区域が14区域となっております。図のオレンジ色、ピンク色、紫色で示しております、宇都宮、足利佐野、小山栃木の3つの都市計画区域が、今回、御報告をさせていただく線引き都市計画区域となります。

次に、3ページ目を御覧ください。ここでは、線引き都市計画区域マスタープランの基本的な構成と、各都市計画区域に共通する主な内容について記載しております。なお、アンダーラインの部分は、今回の都市計画区域マスタープラン原案の作成において、現プランから変更、若しくは追加した箇所となります。都市計画区域マスタープランの基本的な構成及び「1 都市計画の目標」については、前回の本審議会にて御説明させていただいた非線引き都市計画区域とほぼ同様の内容となりますので、簡単に説明させていただきます。



まず、「1-1 目標年次」につきましては、国勢調査が実施された平成27年（2015年）を基準年として、そこから10年後の令和7年（2025年）を目標年次としております。

「1-3 都市づくりの基本理念」については、「とちぎの都市ビジョン」の基本目標に対応した5つの基本理念を掲げております。

この基本理念に基づいて、「1-4 本区域の将来都市構造」として多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現を目指すこととし、都市の核となる地区やコミュニティの中心となる地区などを、役割に応じた拠点地区として、また、これらを結ぶ主要な交通ネットワークを、各連携軸として、「1-5 地域ごとの市街地像」に併せてそれぞれ位置付けております。

続いて、2つ目の大きな項目となる、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」では、前回、本審議会からいただいた「次期都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方について」の答申に基づきまして、引き続き区域区分を定めることとする方針を記載しております。

次に、「3-1 土地利用」については、住宅地や商業地、工業地などの配置についての方針を記載しております。その中で公的不動産などの既存ストックの有効活用や、既存集落の中心となる小さな拠点と連携した地域コミュニティの維持ということ今回追加しております。

次に、4ページ目をお開きください。「3-2 都市施設の整備」では、施設配置の方針や整備目標を記載しております。ここでは、地域の発展を支える重要物流道路の整備の推進や、いわゆる郊外部の既存集落においても交通利便性の向上を図るため、地域に適した交通手段の導入促進を図ることとしております。また、バリアフリー化や自転車利用環境の充実、パーソナルモビリティの導入促進などにより、歩いて暮らせる都市づくりを進めることとしております。

「3-5 都市防災」につきましては、防災拠点の配置や機能の確保、緊急輸送道路の整備など、ハード・ソフトを含めた防災・減災対策に関する方針について記載しております。その中で、水害や土砂災害など災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクや施設整備の状況などを勘案して、より安全な地域へ居住の誘導を図るとともに、新たな市街化を抑制するなどとしております。

最後に、「4 都市づくりの実現に向けて」においては、都市計画区域ごとの将来都市構造を実現するための基本方針と具現化方策を記載しております。次期都市計画区域マスタープランの構成については、以上となります。

次に、次期都市計画区域マスタープランの原案について御説明させていただきますが、時間の関係もございますので、代表として宇都宮都市計画区域マスタープラン（原案）の概要版を御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。まず、「(1) 都市計画区域の現状」として、5ページの2つ目の表を御覧いただきますと、人口や高齢化率などを記載しております。ほかの多くの都市同様に、宇都宮都市計画区域につきましても、平成27（2015）年をピークに人口減少に転じるという推計になっております。高齢化率は上昇し続け、令和17（2035）年には概ね3人に1人が65歳以上の高齢

者になると推計されております。

続いて、「(2) 将来の都市構造」には、タイトルにありますとおり、本区域の将来都市構造を掲載しております。宇都宮都市計画区域は、新幹線や高速道路など広域交通の要衝に位置しております。また、居住や商業、産業、業務など都市機能が高次に集積した本県の中心的な都市となります。また、豊かな自然環境、二荒の森や大谷石文化をはじめ、区域内の各市町は多くの地域資源を有し、個性的で魅力ある区域となっております。こうした地域の魅力や強みを活かしながら「とちぎのスマート＋コンパクトシティ」を目指すこととしております。

続きまして、6ページをお開きください。「(3) 地域ごとの将来像」では、各拠点地区や連携軸の具体的な位置付けについて記載しております。7ページにそれらの拠点地区や連携軸を示した将来市街地像図がありますので、そちらも併せて御覧ください。

まず、6ページの①広域拠点地区は、都市機能や人口の集積を一層促進し、高度で多様な土地利用を図る地区としまして、「宇都宮市都心地区」、「鹿沼市中心市街地」、「真岡市中心市街地」を位置付けております。なお、7ページの将来市街地像図には、赤い点線で概ねの位置を記しております。

②の地域拠点地区は、日常的な都市機能が一定程度集積する地区として、宇都宮市の「JR雀宮駅」や「JR岡本駅」周辺地区などを位置付けております。なお、7ページの将来市街地像図には、オレンジ色の点線で概ねの位置を示しております。

また、③の生活拠点地区は、先ほど御説明した①や②で位置付けた拠点地区周辺の地域において、コミュニティの中心となる住居系の地区などを、④の産業拠点地区は、既存の工業団地などを、⑤の観光レクリエーション拠点地区は、「いちご一会とちぎ国体」会場となる県総合運動公園などをそれぞれ位置付けております。これらの拠点地区は7ページの将来市街地像図に、それぞれ凡例にあるとおりの表示で記しております。

こうした拠点地区や周辺都市間を結ぶ連携軸として、新幹線や高速道路、国道4号などを広域連携軸に、JRの在来線や芳賀・宇都宮LRT、県道の宇都宮栃木線などを都市間連携軸に位置付けております。

最後に(4)には、「目標年次における人口及び産業の規模の想定」、並びに(5)には、「目標年次における市街化区域の概ねの規模」について記載しております。

報告資料の8ページ以降には、足利佐野及び小山栃木都市計画区域マスタープラン(原案)の概要版を掲載しておりますが、時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。また、宇都宮都市計画区域マスタープラン(原案)の本編を、報告資料別冊としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告事項については、専門委員会において調査検討を行っておりますので、先ほどの説明を受けて大森委員から補足する事項は何かございますか。
- 3番(大森委員) 大森でございます。

専門委員会では、次期都市計画区域マスタープランの策定にあたりまして、これまで8回の委員会を開催し、調査検討してまいりました。本日、事務局から御説明がありました3つの線引きの都市計画区域マスタープランの内容については、これまでの委員会での意見等も適切に反映されておりますので、私の方で特に補足する内容はございません。以上です。

○議長 それでは、この件につきまして皆様から御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。

特に御質問がないようですので、事務局より報告のありました線引きの都市計画区域マスタープランについては、引き続き関係する市町からの意見を聞きながら、市町別に住民説明会や縦覧などの都市計画の手続を進めていくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 特に御異議がございませんので、事務局からの報告のとおり進めていただければと思います。

---

○議長 続きまして、報告第2号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 報告第2号「市町村の都市計画決定について」御報告をいたします。資料はお手元の「第178回栃木県都市計画審議会報告資料」の表紙をめくっていただいたページの報告番号2を御覧願います。

昨年10月31日から今年2月6日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に、報告第2号のインデックスが付いている中表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが1件、都市施設に関するものが6件、土地区画整理事業に関するものが1件、合計8件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ目に、位置図につきましては3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、後ほど御確認いただければと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきましてありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきありがとうございますございました。

なお、本日用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいたままで結構でございます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後2時15分 閉会